

# 参議院内閣委員会議録第八号

第一百六十一回

平成十六年十一月三十日(火曜日)  
午前十時開会

委員の異動

十一月三十日

辞任

白浜  
一良君

補欠選任  
浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員

理事  
高嶋 良充君

高嶋 良充君

市川 一朗君  
小野 清子君  
岡崎トミ子君  
森 ゆうこ君

秋元 司君  
鴻池 祥肇君  
佐藤 泰三君  
竹山 裕君  
中曾根弘文君  
西銘順志郎君  
神本美恵子君  
工藤堅太郎君  
松井 孝治君  
円 より子君  
風間 沢君  
浜田 昌良君  
黒岩 宇洋君  
近藤 正道君

政府参考人  
内閣府大臣官房 長  
警察庁長官官房 長  
警察庁生活安全 局長  
伊藤 哲朗君

厚生労働大臣政務官  
農林水産省  
内閣府大臣官房 永谷 安賢君  
安藤 隆春君  
鷲谷 潤君

國務大臣  
副大臣  
法務副大臣  
滝 実君

國務大臣  
村田 吉隆君

大臣政務官  
事務局側員

厚生労働大臣政務官  
農林水産省  
内閣府大臣官房 長  
警察庁長官官房 長  
警察庁生活安全 局長  
伊藤 哲朗君

國務大臣  
村田 吉隆君

國務大臣  
副大臣

國務大臣  
村田 吉隆君

なんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高嶋良充君) 犯罪被害者等基本法案を議題いたします。よろしくお願ひいたします。

○本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○質疑のある方は順次御発言願います。

○岡崎トミ子君 民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。よろしくお願いいたします。被害者の支援と被害者の権利の確立は世界各國に比べて二十年から三十年後れを取っているというふうに言われておりますけれども、このように法案が提出されまして、今回、参議院の方に回ってきて質疑に至つたというわけでございますが、民主党としては法案を提出してから四年がたつてゐるということでございます。犯罪被害者の方たちからもやつと成立するという喜びの声が聞かれておりますけれども、もちろん、この法案の内容、そして運用の今後の課題ということに関してはいろいろ問題がありますけれども、まずはここまで来たことを歓迎したいというふうに思つております。

○法案提出者の皆さんとのこの法案の提出の趣旨とその思いをまず伺つておきたいと思います。

○本日、白浜一良君が委員を辞任され、その補欠として浜田昌良君が選任されました。

○委員長(高嶋良充君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

○本日、白浜一良君が委員を辞任され、その補欠として浜田昌良君が選任されました。

○内閣府大臣官房長永谷安賢君外二名の出席を求め、その説明を聽取ることに御異議ございません

す。

そうした被害者の皆さんの抱えている苦痛と困難を考えるときに、一日も早く心身の回復を図り、平穏な生活に戻ることができるよう、国が責任を持つて取り組むことが必要と考えております。国民だれもが犯罪に巻き込まれる可能性が高まっている今日、政治の責任において一日も早く基本法を成立させ、必要な施策を切れ目なく、総合的かつ計画的に実施することが重要と考えています。

そこで、本法案は、犯罪被害者の皆さんの置かれている現状にかんがみ、犯罪被害者の皆さんの権利利益の保護を図るために、まず犯罪被害者のための施策の基本理念及びこの基本理念を踏まえて、この施策の基本となる事項を明らかにするとともに、犯罪被害者のための施策を企画、調整、実施、推進していくための省庁横断的組織、具体的には内閣府に設置する犯罪被害者等施策推進会議を設けることにより、犯罪被害者の皆さんための施策を総合的かつ計画的に推進していくための体制を整備することが必要であると考える考えに至りました。この法案を提出させていただいた次第でございます。

○法案によりまして犯罪被害者のための施策のグランドデザインが明らかにされた後、本法案のつとりまして犯罪被害者等基本計画が策定され、さらにはこの基本計画に従つて個別的施策が着実かつ計画的に実行されていることとなると考えております。

○本法案は、このように、犯罪被害者のための施策を推進し展開していく過程の第一段階として、その後の個別的施策を導いていく機能を有するものと位置付けられます。この基本法を制定することは、犯罪被害者の皆さんのがんの権利利益の保護を

図つていく上で極めて重要な意義を持つものと考えており、今正に政治に求められているものと考えています。

○岡崎トミ子君

今のことでも少し権利利益といふことについて話されておりましたけれども、多くの犯罪被害者の皆さんたちが、今回のこの法案に関しては、この法案で犯罪被害者の権利が確立する、そのことがより確かなものとなるということが一番大事だというふうに言つておりましたので、この部分に関しましてお聞きしておきたいと思うふうに思います。

○衆議院議員(上川陽子君)

本法案の第三条第一項、犯罪被害者等も、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するものであることを明確にしたものでございまして、この部分に関しましてお聞きしておきたいと思うふうに思います。

○衆議院議員(上川陽子君)

本法案の第三条第一項、犯罪被害者等も、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するものであることを明確にしたものでございまして、この部分に関しましてお聞きしておきたいと思うふうに思います。

なかなかというふうに思つております。そして、そのためには国と地方公共団体の積極的な取組が不可欠だというふうに思つております。

この第一義的責任を負うのは加害者であるといふことについて確認をしておきたいと思います。

○衆議院議員(上川陽子君)

本法案を提出しようとした背景でございますが、犯罪被害者等が受けた被害が回復されないと、犯罪被害者が少なからず生じていることからみまして、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責任を持つ國としてもこうした事態を見逃すことができないという考え方によるものでございます。

しかしながら、犯罪等による被害の回復について、再び平穏な生活を営む権利を、利益を有することは当然ですし、また、犯罪被害者は犯罪による被害の当事者であつて、事件の真相を明らかにし、加害者の刑事責任を問う刑事に関する手続に適切に関与することも保障されなければなりません。

具体的には、本法案の第二章に規定します基本的施策を通じて犯罪被害者の皆さんの権利利益の保護が図られることになるものと考えております。

○岡崎トミ子君 前文に「もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である」という文言があります。一瞬、私、この文言を見まして、提案者の思いに比べて冷たいなど、このように思つたわけなんですが、加害者が第一義的責任を負うのは当然だというふうに思つておりますが、その被害者の苦痛、損失の深刻さ、そしてニーズの多様さを思うときに、やはり私たちの社会全体が被害者に対しつかり向か合うという、そういう決意が何よりも大事ではあります。

十年前からやつてある外国からもそういう点について学ぶことがたくさんございましたので、今のところについて確認をしておきたいというふうに思つました。

また、引き続き提案者の方にお伺いしたいと思つますが、犯罪被害者等は犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族であるというふうに定義されておりますけれども、犯罪ではなく犯罪等の責任がいささかも減じられることがないというふうに思つます。

○衆議院議員(宇佐美登君)

この犯罪等の「等」とは、犯罪に準する心身に有害な影響を及ぼす行為を言つてゐるわけで、具体的には、例えばストーカー行為には当たらないけれども警告の対象となるような心身に有害な影響を及ぼすような言動、また、子供たち、児童の心身に正常な発達を妨げるような著しい減食というか食事を与えないといったような心身に有害な影響を及ぼすような言動、また、子供たち、児童の心身に正常な発達を妨げられるところではないものと考えております。

○衆議院議員(宇佐美登君)

そこで、本法案では、「もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である」という文言によつて、加害者の責任があいまいにされることのないよう、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは加害者であるという前提を確認したものでございます。

その上で、国や地方公共団体あるいは国民が、被害を回復し、又は軽減することに困難が伴う犯罪被害者等についてその支援を図つていいこうとするものでございまして、国や地方公共団体の責任ががいささかも軽減されるものではないというふうに考へております。

の強化ですね、これはなされるでしょうか、確認をしておきたいと思います。

○衆議院議員(宇佐美登君)

先ほども正に答弁いたおりでございますけれども、必要な支援体制といふものの整備等の責務が生じてくる、当然政府、地方公共団体含めてこれらの体制をやつしていくとどうふうでございます。

○岡崎トミ子君 次に、連携協力ということについて伺いたいと思いますが、国、地方公共団体、日本司法支援センター、そのほかの関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体、そのほかの関係する者は犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるように相互に連携を図りながら協力しなければならない、連携協力についてこのように思つますけれども、現状のどのような問題点を踏まえた規定でしようか。

○衆議院議員(宇佐美登君)

正にこの法案の作る原因にもなつて、一つになつてゐるわけでござりますけれども、犯罪被害者等の支援体制といふのが、これまで政府の中の縦割りもありましたし、地方公共団体の対応などなど縦割り行政のいわゆる弊害といふものが出てきていたことも現実であります。同時に、近年、一定程度の前進も見られてきていたわけでございますけれども、犯罪被害者等の皆さんが望んでいるような継ぎ目のない支援体制をこれで行つていただきたいということをございます。

○岡崎トミ子君 諸外国のこの取組などを見ますと、本当に社会全体でとことん、警察もしっかりと頑張つていく、そして連携もすごくすばらしく、うまくいっている。ですから、本当に犯罪被害者と向き合つてゐる姿というのが、二十年、三十年、人間増とか体制のチェック、改善、それから運用

の強化ですね、これはなされるでしょうか、確認をしておきたいと思います。

○岡崎トミ子君 そこで、内閣府に伺いたいと思いますが、この関係機関相互の連携協力を促進していくためには具体的にどのような施策を考えてお

おりますでしょうか。

○政府参考人(永谷安賀君) 岡崎先生御指摘の関係機関相互の連携協力の促進の件でありますけれども、先ほど先生お読みになりましたよう、この法案の第七条に規定されているというふうに考えております。

犯罪被害者対策でありますけれども、実はこれまで内閣官房において局長クラスの犯罪被害者対策関係省庁連絡会議というものがあり、あるいは課長クラスの幹事会というのがありまして、それらを適宜開催する中で関係各省の犯罪被害者対策の実施状況等を相互に確認する、対策の推進を図るというようなことでやつてきております。

この基本法が成立した後の話でありますけれども、今申し上げました関係省庁連絡会議の在り方をどうしていくのかという話でありますけれども、これは内閣府に設置されます犯罪被害者等施策推進会議との関係の中で検討されていく話であろうというふうに認識しておりますけれども、いずれにしましても、この推進会議におきましては、犯罪被害者等基本計画を作成していく過程でその関係機関相互間の協力、連携を促進していくための施策というのをその基本方針の中に盛り込んでいくというような対応になっていくんだろうというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 これがうまく回つていくかどうかというのは本当に内閣府のリーダーシップ、重要な要素だと思いますので、その協力促進、きつちりでいくようによろしくお願ひをしたいと思います。

次に、相談、情報の提供について伺いたいと思いますが、この十二条に規定されております相談、情報の提供の趣旨、それからこの主体と、あるいは具体的な内容については、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する、こういうふうになつておりますが、この意義を伺いたいと思います。

○衆議院議員(泉房穂君) 第十二条に關してであ

りますが、犯罪の被害者、また遺族は本当にある

日突然犯罪に巻き込まれ、悲しみに打ちひしがれ、なかなか自ら必要な情報を得たり、また援助を受けられにくい立場にあります。そういうたたかいで十一条に込められております。

相談の主体といたしましては、国、県、市、それぞれの出先機関、また警察などもございます。また、民間援助団体、そしてまた、この春の総合法律支援法によりまして制定が予定されております日本司法支援センターといったものも予定されております。

また、その内容につきまして特に重要なことわざれる点は、こういった援助に精通した方を紹介するということであります。

具体的には、今申し上げましたが、民間の援助団体、またそれから医師や臨床心理士、病院、保健所のようなところ、またこういった分野に精通した弁護士を紹介する、そういうことが予定されています。この点につきましては、先ほども述べましたが、この春の総合法律支援法、衆議院の修正におきまして司法ネットの一つとして犯罪被害者支援が位置付けられておりますが、その中でも正に同様の趣旨が入つております。こういったところで、その窓口でですね、それから専門の窓口を置くのか、聞いておきたいと思います。

○政府参考人(永谷安賀君) 基本法の十二条にかかる御質問であります。

今現在、各省庁それからその出先機関あるいは各警察署、都道府県、市町村等にその相談窓口等が設けられているというふうに伺っております。

○岡崎トミ子君 一つお聞きしておきたいと思いまます。被害者の方には国選弁護人が付いています。被害の方々にいろんなお話を伺つたところでは、全く本当にうつておられたままでずっといたわけで、弁護人もこれを付けようと思えば本當お金が掛かるわけですね。突然の被害で迷つておる。被害の方々にいろいろお話を伺つたところでは、被害さんがいると思いませんけれども、その弁護士もござりますが、加害者の方には国選弁護人が付いています。

○岡崎トミ子君 是非専門の窓口を置いていただきます。被害者が会いたいところに行つたらいいのかをまず明確にします。

○政府参考人(安藤隆春君) 警察におきまして

わけなんですか、その最初に会った警察官が的確にその相談に応じていく、的確に情報も提供する、このことが決定的に重要なと考えております。関係者の皆さん御努力でそれぞれの措置も取られているというふうに思つております。

○岡崎トミ子君 はい、どこに行つたらいいのかをまず明確にしておいていただきたいということをお願いします。

○政府参考人(安藤隆春君) 警察におきまして

した加害者の皆さんに對しての弁護士制度ということにつきましても、被害者の皆さんからこの間いろいろな御要望がございました。そのことを含めまして、この基本法におきましては、第十八条

条、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備というところで、これから具体的にどういう司法的な関与あるいはその支援といふものも進めていくのかということについて、基本計画でしつかり定めながらそのものの検討を推進会議の方で進めていただきたいというふうに思つております。

○岡崎トミ子君 是非前向きの取組をお願いしたいと思います。

内閣府に伺いたいと思いますが、その相談及び情報の提供について、どこがその部署になつているのか、その窓口ですね、それから専門の窓口を置くのか、聞いておきたいと思います。

○政府参考人(永谷安賀君) 基本法の十二条にかかわる御質問であります。

今現在、各省庁それからその出先機関あるいは各警察署、都道府県、市町村等にその相談窓口等

が設けられているというふうに伺つております。こういった相談窓口をこの基本法が成立した後、どういうふうに持つていくのかという話でありますけれども、これもこの法律の規定を踏まえながら、推進会議で基本計画を作成していく中で検討させていただければというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 是非専門の窓口を置いていただ

きたい、どこに行つたらいいのかをまず明確にします。

○政府参考人(安藤隆春君) 警察におきまして

は、被害者に接する個々の警察職員が被害者の立場に立ちました適切な支援、対応を行うとともに、さらには二次被害の防止、軽減を図るということが非常に重要ですが、そういうためにこれまで職員への指導、教育といいますか、そういうものが極めて重要であると認識の下に、全職員に対しまして機会あるごとに、被害者支援の意義とか警察が行つてゐる各種施策の概要、あるいは被害

者に良い影響を与えていないということなんですね。

例えば、性犯罪の被害者の窓口でありますけれども、警察でも女性警察官を配置をしている、性犯罪被害者の窓口を設置している、カウンセリングを実施している、警察と産婦人科のネットワークの構築などを行つて、現にそういうことを行つておりますけれども、その被害者に対する態度が不快な感じを与える。こういうことを設置していても、そういうことが非常に多いといふことがアンケートの中に出されてきております。そして、個々の警察官が、いわゆる悪質なものでなくとも、実は結果的に適切なものになつてないということもございます。

まずは、私は、警察官は全員に共通の認識を

持つてもらわなければいけない。だれでもきちんと対処できるというか、警察の内部においては、

まず出会つた警察官がきちんと対応して、そし

て、それで必要なものは何かというふうに分かっ

たらスムーズに次の部署に対応できるということ

がすごく大事だというふうに思いますし、内部か

ら外部に行けば、必要な機関に対しても連携強化

をしていくという、このことが大変大事だと思

ますけれども、いかがでしようか。

○政府参考人(安藤隆春君) 警察におきまして

は、被害者に接する個々の警察職員が被害者の立

場に立ちました適切な支援、対応を行うとともに、さらには二次被害の防止、軽減を図るという

ことが非常に重要ですが、そういうためにこれま

で職員への指導、教育といいますか、そういうも

のが極めて重要であると認識の下に、全職員に

しまして機会あるごとに、被害者支援の意義とか

警察が行つてゐる各種施策の概要、あるいは被害

者の立場、心情への配慮とか現場における具体的な対応の在り方などにつきまして研修を行つてきましたところであります。

また、警察では、被害者の特性に応じまして、先ほど委員の方からも御指摘がありましたような相談窓口を整備しまして被害者のニーズに対応しました相談対応を行うとともに、特に事件化に当たりましては被害者の意向を踏まえながら適切と考えられる部署へ迅速に引継ぎを行う、これが非常に大事なところであります。これにつきまして非常に努力を絶えずするという認識の下に、現在そういう取組を進めています。

今後とも、警察が被害者にとりまして最も身近な機関であるということになります。そういうことで、國民からこの被害の回復や軽減について大きな期待を寄せられているという立場にあるといふ認識の下、被害者対策の一線の現場への更なる徹底あるいは部門間の連携強化などにつきまして、更なる努力をしてまいりたいというように思っております。

○岡崎トミ子君 今おつしやったのかも知れませんけれども、最初にだれが出会うか分からぬので、警察官すべてが共通の認識を持つということを徹底をしていただきたいというふうに思いました。それから連携が始まつていくというふうに思つております。

それで、女性警察官の絶対数が少ないのではないかということは、四千六百人でしたでしようかね、各警察署の相談窓口や刑事課にそれぞれ最低一人は女性警察官がいてほしいというふうに思つたんですね。で、相談窓口対応に当たることができると女性警察官の数を数えていただきたいなというふうに思つたんです。あるかどうかですね、各それぞの警察署、刑事課ですね。

お伺いしたいのは、各警察署の相談窓口、刑事課における警察官、女性の警察官の数とその比率、それについては調べていらっしゃいますか。

○政府参考人(安藤隆春君) 女性警察官を、全国的に今どれぐらいかというのは、委員先ほど四千六十八件でございます。

六百と申されましたが、トータルでは約一万八百人で、その四千六百は恐らく性犯罪捜査にかかる女性警察官がトータルで四千六百だと思います。

その上で委員御質問の点についてお答えしたいんですが、平成十六年四月の現在ですが、全国の警察安全相談窓口を担当している職員というのは約二千七百名おりますが、そのうち、これは女性警察官と一般の女性職員といいますか、それがちょっと混ざっておりますので、安全相談全体の中で九・三%を占めていると。

さらに、全国の刑事部門に配置されております警察官は約四万三百人おるわけですが、そのうち約三・六%の一千四百名が女性警察官であると承知しております。

○岡崎トミ子君 そこで、更にお聞きしたいのは、DVの調査を至る所でしているわけですから、結局、その警察署に行つて、相談事例どんなども、結果的にまとまっているのかをお聞きしたところ、統計として、このDVのことに関するような相談があったのか、そしてそれはどのように対処したのか、そういう統計がないということなんですね。

やはり、警察庁としては書式が共通しているそういう統計を取つておるべきだと思います。各警察署からそれが上がつてきていなかから分からぬという状況なんです。個々にはやつているんですけど、それでも、全体どうなつているのかということがわかります。されども、全体どうなつているのかということが、やはり是非同じ書式の、書式の定まった統計と

方に行なう相談が行わるわけでござりますけれども、数につきましては、平成十五年中にこの関係で相談がございましたのは全国で一万二千五百六十八件でござります。

○政府参考人(伊藤哲朗君) DVの関連で警察の話番号、警察の担当部署、そのほかのサービスを

これに對しまして警察としてどのような措置を取つたのかということでござりますけれども、それぞれ、刑罰法令に触れる場合におきましては検挙その他の措置を講ずる、あるいは刑罰法令に触れない場合にありますけれども、私どもの

警察官と一般の女性職員といいますか、それが被害届、告訴の受理は八百八十一件であつたとタリに把握しておりますが、この女性職員といふカテゴリーでいきますと約二百五十人ということがありますので、安全相談全体の中で九・三%を占めていると。

さらに、全国の刑事部門に配置されておりました対応につきましては件数的には把握をしているところでございます。

○岡崎トミ子君 これからもDV被害というのはあるだろうというふうに思います。まだまだ潜在的になかなか表に出てこない問題でもありますので、是非、今後のためにも定まった書式で統計を取つていくということについてお願ひをしたいと思います。

昨日の十月の二日に、「被害者のための正義は日本においてどう実現されるべきか」の第一回のシンポジウムが行われた報告書が出ておりまして、この中には、「二十年、三十年さきからこのことにも取り組んでこれらアーリカですかドイング、イギリス、そういう例がございます。

ナダのエドモントン市の警察のこととでございまして、この中には、二十年、三十年さきからこのことにも取り組んでこれらアーリカですかドイング、イギリス、そういう例がございます。

その中に、一つ私が大変印象的だったのは、カナダのエドモントン市の警察のこととでございまして、これにつきましては日本でも、全く同じというわけではないんですが、重要な事件が発生しますと、指定被害者支援要員といふのをあらかじめ警察署で指定しておりますから、あるいは警察本部でその者が、例えば、あなたのたまごに渡すというようなことはしております。

もちろん、いろんなことをまた更に進めていく必要があると思いますが、ここで、まず警察庁におきましては、欧米に比べてももちろん遅いかもしれませんが、今から八年前に、今日の被害者対策の重要性というものを認識いたしまして、今から

提供する行政機関の電話番号、そして対応した警察官の名前、私が対応したことで名前が分かるカードを被害者自身に手渡したりしているわけなんですね。また、百人以上の被害者の擁護者がいて、深刻なトラウマを負つた被害者を擁護するため二十四時間体制で今待機しているといふ、こういうことがこの中でも紹介されていたんですが、成功したかぎは何かというふうにいいますと、被害者にサービスカードを配付するというか、さらには、防犯指導をした、あるいは防犯器具の貸出しをした、パトロールの強化を行うことによって対応したと、それぞれ各警察の方で取りました対応につきましては件数的には把握をしているところでございます。

○岡崎トミ子君 これからもDV被害というのはあるだろうというふうに思います。まだまだ潜在的になかなか表に出てこない問題でもありますので、是非、今後のためにも定めた書式で統計を取つていくということについてお願いをしたいと思います。

そこで、是非日本の警察もこうした諸外国の例に倣つて、国際基準に一步でも近づくようなそういう対応、丁寧な現場での対応というのをお願いしたいと思いますが、こうした外国の事例に関して今後どのように取り組まれていくか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(安藤隆春君) カナダのエドモントン市警察のやつていることにつきまして私も報告書を読ませていただきました。被害者に直ちに警察官の名前が強調されました。被害者に直ちに警察官の名前が分かるカードを渡すという点は非常に大事な点でありまして、これにつきましては日本でも、全く同じというわけではありませんが、重要な事件が発生しますと、指定被害者支援要員といふのをあらかじめ警察署で指定しておりますから、あるいは警察本部でその者が、例えば、あなたのたまごに渡すというようなことはしております。

もちろん、いろんなことをまた更に進めていく必要があると思いますが、ここで、まず警察庁におきましては、欧米に比べてももちろん遅いかもしれませんが、今から八年前に、今日の被害者対策の重要性というものを認識いたしまして、今から

八年前に被害者対策要綱というのを策定しまして、これは全国、警察を挙げてそれ以来犯罪被害者の対策というのを取り組んできました。

主なものとしては、委員御案内だと思います

が、被害者への情報提供あるいは相談カウンセリング体制の整備とか、さらには捜査過程における

被害者の負担軽減の措置、さらに被害者の安全の確保などを推進しておるわけですが、とり

わけ事件、とりわけ重要な事件として、例えば殺人事件とか性犯罪など、そういう精神的被害の大ない事件が発生した際には、捜査員はもちろん投

入されるわけですが、捜査員とは別にあらかじめ指定されました被害者支援担当者、これが全国で

約二万一千人ぐらい指定をされております。そのうち女性は三千七百強であります、この支援担当者というのは事件発生直後からインターべンションするといいますか、そういう、直ちに動員をされるということで、その者たちがいろんな対策を講じていくと。

例えば、被害者への情報提供とか事情聴取の立会い、病院の手配、送迎、家族への連絡とか、被害者支援機関の紹介など様々なことをやるわけでありますて、先年、池田小事件というのが大阪で起きたわけですが、あの大事件の際も大阪府警が直ちに、発生三十分後に七名を投入し、更にその後すぐに五十数名を被害者支援要員として投入しまして、これはかなり円滑に進んだというふうに聞いておりますが、そういうことで、これまでも完全とは申しませんけれども、そういうことを警察の方でやつてきました。

したがいまして、委員御指摘の諸外国の事例を更に我々も参考にしつつ、きめ細かな対策を推進するのために更なる努力をしてまいりたいと思っております。

○岡崎トミ子君 よろしくお願ひいたします。

次に、厚生労働省に伺いたいと思いますが、精神的に傷付いた被害者の相談に応じていくために思つております。カウンセラーの配置と職員に対

する十分な研修が不可欠だと考えておりますが、現在どういう措置が取られているか、そしてそれは今後どのように改善していくのか、お伺いします。

○大臣政務官(森岡正宏君) お答えをさせていた

が、つい先日、誘拐、殺害された有山楓ちゃん事

件というのを今抱えておりまして、今生懸命

警察が全力を挙げて犯人探しに努力をしてくれて

いるところをございますんで、十日ほど前に

私、葬儀に参列をいたしました。そうしました

ら、御両親のショックは大変なものでございました。

また、被害に遭われた楓ちゃんのお友達です

ね、クラスメート、この人たちも大変いろいろ

な異常な症状が出てきているというようなこと

で、今、岡崎委員御指摘の問題は、私、大変重要

な御指摘だと思つてはいるわけでございます。

そこで、厚生労働省におきましては、犯罪被害

者を含む心のケアが必要な方々に対して、地域精

神保健施策の中で、保健所又は精神保健福祉セン

ターにおける相談支援を行つてきております。ま

た、地域精神保健活動の質的充実を図ることを目

的、平成八年からPTSD対策に係る専門家の

養成研修会を行つております。ま

た、地域精神保健活動の質的充実を図ることを目

はこれも保険が利かないもので大変なわけなんですねけれども、対策について研究、専門家による育成、大変急務だと思います。

これもアメリカの例なんですけれども、アメリカの司法省が一九九六年に出した、現場からの新たな指針、二十一世紀の権利と被害者という報告書がござりますが、この中に、犯罪被害者問題を国

の教育制度のあらゆるレベルに取り入れていると、司法と被害者にかかる専門家や支援提供者がござりますが、大学あるいは専門教育の一環として総合的な

トレーニングを受け、そして現場において継続

的に学べるようにする、この必要性について指摘をしております。

専門家の育成について現在はどのような措置が取られていて、それほどどのように改善されていくおつもりでしょうか。

○大臣政務官(森岡正宏君) 例えば、PTSDに

関する研究調査事業の例といしまして、心的外傷体験による後遺障害の評価と援助技法の評価、

こういう研究をしております。また、外傷ストレ

ス関連障害に関する研究などをを行つております。

さて、今、岡崎委員が御指摘のようつて大変重要な問題だと思っておりますので、これからも更に充実させたいと思っております。

○岡崎トミ子君 重複だというのは、長期に掛か

る、だから大変悩ましい。そのことにに関してどこまで支援していかれるのかなというふうに思うんで

すけれども、長期入院が、通院が必要になつた場合、入院じゃなく通院ですね、その場合の費用の負担、これを支援者は求めているわけなんですね

けれども、犯罪被害者の給付金法、これですと、対

応にも限界があるのかなというふうに思いますけ

れども、今どのようになつっていますでしょうか。

○政府参考人(安藤隆春君) 警察庁の方では、犯

罪被害給付制度を所管しておりますが、この中で

同制度につきまして平成十三年のいわゆる犯給法

の改正によりまして新たに重傷病給付金の制度が創設されまして、これは重度の傷病又は疾病を負つた被害者には三ヶ月を限度としまして保険診

療による自己負担相当額を支給するという制度でございますが、これは被害者救済に更有効なものがなつておられます。

そこで、PTSDにつきましてこの新たな制度がございましたので、これら給付金の支給要件を満たす場合には支給対象になり得るものというふうに承知しております。

○岡崎トミ子君 是非そのPTSDというのを、

長期に掛かる問題ですので、しっかりと見詰めて援助を続けていただきたいというふうに思いました。

○大臣政務官(森岡正宏君) お答えをさせていた

が、つい先日、誘拐、殺害された有山楓ちゃん事

件というのを今抱えておりまして、今生懸命

警察が全力を挙げて犯人探しに努力をしてくれて

いるところをございますんで、十日ほど前に

私、葬儀に参列をいたしました。そうしました

ら、御両親のショックは大変なものでございました。

また、被害に遭われた楓ちゃんのお友達です

ね、クラスメート、この人たちも大変いろいろ

な異常な症状が出てきているというようなこと

で、今、岡崎委員御指摘の問題は、私、大変重要

な御指摘だと思つてはいるわけでございます。

そこで、厚生労働省におきましては、犯罪被害

者を含む心のケアが必要な方々に対して、地域精

神保健施策の中で、保健所又は精神保健福祉セン

ターにおける相談支援を行つてきております。ま

た、地域精神保健活動の質的充実を図ることを目

的、平成八年からPTSD対策に係る専門家の

養成研修会を行つております。ま

た、地域精神保健活動の質的充実を図ることを目

的、平成八年からPTSD対策に係る専門家の

は具体的な政策の立案実施においては、犯罪被害者の皆さんとの意見を聞く機会を確保する等の政

策が考えられるというふうに思つております。さ

らに、先生御指摘でございますが、被害者の皆さ

んのニーズを政策に反映するために、その支援に

思つております。

五

当たられる皆さんの参加ということについても十分に考えているのかとございますけれども、この点につきましては第二十七条の第一項第二号におきまして犯罪被害者等施策推進会議の委員となり得る皆さんの資格いたしまして、犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者ということで挙げさせていただいております。

具体的に申し上げますと、犯罪被害者等に対し援助を行つてある民間の団体の皆さん、あるいは犯罪被害者学を専門としている学識経験者の皆さん、あるいは犯罪被害者等への精神的カウンセリングに従事していらっしゃる、先ほど御指摘、挙がりましたP.T.S.D等医療関係者の皆さん、あるいは犯罪被害者等の援助に精通していらっしゃる弁護士の皆さんなどが委員として参画できるようになります。また、犯罪被害者の、犯罪に遭われた被害者の当事者の皆さんにつきましても犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する方であるとするならば、こちらの方にも委員としては是非御参加をいただくということで規定をさせていただいているところでございます。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。

そして、提案者に統いて伺いたいのは、透明性の確保なんですが、国と地方公共団体が様々なことを行うときに、この透明性の確保というのは民主党が最も重視している点の一つでありますけれども、この法案についての透明性の確保に関する規定は法案の成立に向けた与野党の真摯な協力でこれが加えられたというふうに聞いておりますけれども、この規定の趣旨はどこにあって、その趣旨が生かされるためにはどういった運用が必要とお考えでしようか。

○衆議院議員(泉房穂君) 正に議員御指摘のとおり、透明性の確保は極めて重要であります。より良き内容の施策を実施していくためには、手続における透明性の確保が不可欠だからであります。特に、特段この分野、犯罪被害者の分野につきましては、正に犯罪被害者の当事者また支援者の

方々の御意見をできる限り反映していく、このことが極めて重要であると認識しております。

具体的には、議事録の公開やホームページなどを通じての情報の提供は当然のことといたしまして、さらにパブリックコメントの実施、また説明会の実施などなど、各種の透明性の確保のための施策が予定されていると理解いたします。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。

時間が迫つてまいりましたので、ちょっと質問を飛ばすことになつて大変申し訳ございません

が、法務省に伺つておきたいと思いますが、犯罪被害者の方々の司法への参加なんですが、被害者が不幸にして亡くなつた場合の遺族への司法の参

加、これが大きな論点になつてきました。

被害者の参加というのは、被害者の心の傷が回復するきっかけ、回復のプロセスになつてゐるとい

うこと、真相究明が深まるということ、それから

加害者自身が罪の意味を理解して立ち直ることに

もつながつてゐるということがございます。

こうした効果というのは、実はこれまで国際

刑事裁判所や、それぞれアフリカあるいは東ティモールで行われた真実和解委員会でも大切にされ

てきた点でございますが、この被害者の切実な声

に耳を傾けて、適切な制度の設計によつてより豊

かな司法関係、司法制度になるというふうに思いま

ますので、関係者の努力をお願いしたいと思いま

す。

諸外国では、被害者の方が、傍聴席で、裁判所

で直接意見を言うことが可能だということ

も聞いてちょっととびっくりいたしましたけれど

も、まあそういうふうに努力している國もあるの

かなということで、司法への参加についてはどの

ようになつておりますでしょうか。

○副大臣(滝美君) 諸外国の例も今お聞きしたと

ころでございますけれども、これは法務省としま

して、できるだけ司法手続への参加ということも

念頭に置きながら、通知制度というものを始めて

おります。それは、事件の処理結果あるいは裁判

の公判期日あるいはその結果、そういうものをお知りしようと、こういうことをやつてきているわけ

でございます。

その一方で、今委員から公判における参加につきましての御意見ございましたけれども、被害者保護法におきまして、一定の場合には直接そこで被害者が意見の陳述ができるると、こういうような制度も既に法的に講じられているところでございます。

被害者も既に法的に講じられているところでございまして、私どもとしては、これからも、この被害者基本法の成立後における基本計画の策定に当たりまして、こういった点を考慮しながら参画をできるような方法を更に検討してまいりたいというふうに存じております。

○岡崎トミ子君 真相究明と、理不尽にその被害を受けてしまつて、その責任は自分でないといふことを証明したいというのは被害者の気持ちだろうというふうに思つております。司法に参加するというふうに思つておりまして、司法に参加するということは大変重要なことだというふうに思つております。そのことが被害者自身の痛みと

いうものをいやす意味でも大変重要なこと、これまでもそうした要請があつたこと、そして長い時間にわたつて被害者の意識とか無意識のレベルにおいて苦しみ続けることが少しでもいやされるよう、是非お願いをしたいと思っております。

もう本当に一問しか残されておりませんので、再発防止について警察の方に最後に伺つておきたいと思います。よくお礼参りというようななこと、怖いというようななことがござりますけれども、こうした安全を確保するということが大変大事だと

思いますので、その安全対策に万全を期していただきたいたいというふうに思いますが、その点についていかがでしようか。

○政府参考人(安藤隆春君) 委員御指摘の再被害防止のための被害者の安全対策というのは極めて重要であると我々も認識しております。

現在、警察では、被害者との連絡を密にしておりまして、確かにマスコミの言論の自由といふ点もござりますけれども、今回この第六条、国民の責務という項目でございますけれども、生活の平穀を害することのないよう十分な配慮をする

というこの責務が述べられております。当然マスコミにも私はこの責務が掛かると思っておりま

す。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩でございます。

本当に、今回の法案提出されました提案者の皆様の御努力にまずは敬意を表させていただきま

す。

時間十分しかありませんので、私は二点につい

て今日御質問しようと思っております。

まず一点目なんですが、いわゆる犯罪被

害者に対するマスコミ報道による二次被害とい

うのがございます。これは実は大変面倒な問題でございまして、確かにマスコミの言論の自由といふ点もござりますけれども、今回この第六条、國民の責務という項目でございますけれども、生活

の平穀を害することのないよう十分な配慮をする

というこの責務が述べられております。

が、具体的にはどういった責務であると提案者は

お考へか、お聞かせください。

○衆議院議員(上川陽子君) 先生の御指摘、マス

コミの二次被害ということでござりますけれども、これ第六条の国民の中に含めさせていただい

てまいりました。国民というのも自然人と法人を意味しているわけでございまして、報道機関も法人といふ形でこの国民の中に入るという認識でございます。御指摘のとおりでございます。

それで、本当に犯罪被害者の皆さんとの直接的な心身の被害等、さらに、それに加えて二次被害、とりわけ報道による被害ということについては大変深刻なものがあるということでございます。このことで、皆様の名譽あるいは生活の平穀を保護する必要があるのではないかということでござります。

しかし、先生も御指摘のとおり、報道の自由ということでござりますけれども、国民の皆さん自身も重要な判断の資料を提供されたり、あるいは知る権利に奉仕するという意味で報道機関の役割もあるということをございまして、このバランスということが非常に大きな課題だというふうに認識しております。

本法案におきましては、特に一般の事業者や法人と区別する形で報道機関というのみを限定して記載するということはいたしませんけれども、しかし、報道機関による二次被害の現状が本当に国民の皆さんの中にも広く認識されるようになつてきておりまして、そのことも十分に報道機関の皆さんもそのバランスのことについてしつかりと取り組んでいくということについては、これまで以上に責任のある対応をすべきであるというふうに思つてゐるところでございます。

今後、施策の中でいろいろな場面があろうかと思ひますけれども、自主的にしっかりと万全の取組をしていただけるものと、また、この法案の趣旨、法案がそのことに対し影響を及ぼしていくというふうに思つております。

○黒岩宇洋君 本当、大変難しいとは思うんですね。

ただ、本当に様々なところで報道による、本当に殺人事件の後に殺された方の個人の尊厳が傷付けられたりと。例えば、三年前のビルの事件、こ

れは例えばワールド・トレード・センターと時を同じくして、新宿の雑居ビルが燃やされて亡くなられた方、大変痛ましく、そして尊い命だったという、当然なんですかれども、雑居ビルで亡くなられた方は、その後の報道によって、葬儀すら開けなかつたと、これは風俗店が入つていたという、こういったことがあるわけです。

ですから、現実には非常に平穏な生活を送るところが難しいという事実があるという、この点で、これ難しいですけれども、内閣府の永谷官房長、お聞きしたいんですが、やはりこの第六条で国民の責務とうたい、そして第四条に国の責務といういうことでござりますけれども、国民の皆さん自身も重要な判断の資料をどうお考えか、お答えください。

○政府参考人(永谷安賀君) 私ども内閣府におきましても、この新しい法律ができました暁には、正にこの法律の中心事務であります犯罪被害者等を通じて基本計画を策定していく非常に重要な役割を担わさせていただくことになつております。

実は、私どもはいろいろ、いろんな広範な仕事をやつてゐるんですけども、この分野につきましては、ある意味では全く初めての、初めて手掛けられたことがあります。そういう中でありますけれども、犯罪被害者の支援ということ、どういふことをやつていけばいいのかというのをその基盤としております。

今、黒岩先生がおつしやいましたマスクミによる二次被害者に対する施策ということでありますけれども、これはもう御案内のとおりでありますけれども、その法文上明確な規定がないという部分であります。具体的にどのようなことができるのかということにつきまして、これから勉強させていただければと、各省ともいろいろお話をさせ

ていただくて勉強させていただきたいというふうに思つております。

○黒岩宇洋君 今おつしやつたように、一からと二からと、大変痛ましく、そして尊い命だったという、当然なんですかれども、雑居ビルで亡くなられた方は、その後の報道によって、葬儀すら開けなかつたと、これは風俗店が入つていたという、こういったことがあります。やはりこの第六条で国民の責務とうたい、そして第四条に国の責務といういうことでござります。やはりこの平穏な生活を送るための具体的な施策というものどうお考えか、お答えください。

○衆議院議員(上川陽子君) 私ども内閣府におきましては、正にこの法律の中心事務であります犯罪被害者等を通じて基本計画を策定していく非常に重要な役割を担わさせていただくことになつております。

○衆議院議員(上川陽子君) 今先生御指摘のこの犯給法、見舞い的な性格だつたというような御指摘ございまして、今回の基本法で直ちにこの見舞い的な性格が変わるものでは必ずしもなつたといふふうに思つておりますけれども、そのことの、これからその経済的な支援の在り方につきましての根本的な問題も含めまして、今度の推進会議、また基本計画の中でしっかりと御議論いただけるものというふうに思つております。

○政府参考人(安藤隆春君) 第一点の御質問につけての拡充、犯給法についての拡充についてどうお考えか、お聞かせください。

○政府参考人(安藤隆春君) 第一点の御質問につきましては、正確なデータを今手持ちではございませんが、故意の犯罪行為により死亡した被害者は年間約千五百名と承知しております。

そこで、ここからその犯給法の対象者がどれくらいかということであります。この千五百の被害者のうち、大体親族犯による被害者である場合、これが全体の約四割ぐらいが該当するわけですが、これを差し引き、それからさらには被害者が帰責性を有する場合、責任があると、あるいは被害者の遺族が損害賠償を受領した場合とか、あるいは被害者の遺族が他の公的給付から受給した場合など等は、御案内のとおり、原則としてこの給付金の支給対象にならないというふうに限定をされていくということでござります。

正確な数字、今手持ちありませんが、そういうふうに限定をされていくということでござります。

なお、被害者の方といいますのは、ちょっとこの制度を知らないことによつて申請をする機会を逸する、こういうこともありますか、国民の方がこの申請していないという、私大変これ意外だと思つておるんです。

というのは、ほとんど加害者から損害賠償請求し、お金をもらうことが難しいという、この点からこの犯給法もできておると聞いておりますし、そのほか労災等公的給付を受ける方といふのもそう数が多くないと私は推察しておるんですけれども、なぜこれはど申請数が少ないのでしかしながら、今の犯給法、確かに平成十三年改正されましたけれども、例えば二十八歳の生計を担うお父さんがちつちつなお子さんを抱えながら、いざ殺されましたと。そこで払われる最高額は八百九十七万円。これではやはり見舞い的なものでしかなく、その後の何十年とした家族の平穏な被害者の生活というものは私は確保されないと思つております。

○衆議院議員(上川陽子君) 今先生御指摘のこの犯給法、見舞い的な性格だつたというような御指摘ございまして、今回の基本法で直ちにこの見舞い的な性格が変わるものでは必ずしもなつたといふふうに思つておりますけれども、そのことの、これからその経済的な支援の在り方につきましての根本的な問題も含めまして、今度の推進会議、また基本計画の中でしっかりと御議論いただけるものといふふうに思つております。

○黒岩宇洋君 これ十三条でしつかり、給付金の支給にかかる必要な充実の必要な措置を講ずると、こうありますんで、これ所管官庁の警察庁にお聞きしますけれども、現在この犯給法です、要は刑法犯で亡くなつた方、例えば平成十四年ですと千三百六十八名いらっしゃると。このうち過失犯は除かれます。加えて、親族による、これ殺人は四割が親族による犯罪ですから、これ十五年、この申請に手を挙げた遺族給付金の申請者の数は三百人に足りません。要は、半分の方がござります。

申請していないという、私大変これ意外だと思つていただければと、各省ともいろいろお話をさせ

で、これはもう随分前からあります、警察の方では被害者の手引というのを作成しまして、制度の普及といいますか、そういうことを努力をしております。

一点目の御質問でございますが、先ほども本制度、犯罪被害給付制度の性格について御議論がありました。これは私どもも、もちろんこの性格につきましてはいわゆる見舞金的な性格を有するものであるということで認識をして運用をしてまいしております。さらに、しかし、それは昭和五十六年以来施行しているいろいろ運用しているわけで、平成十三年の法改正によりまして、これも完全とは申せませんかもしませんが、先ほど言いましたように、重症病給付金の創設とか、あるいは支給対象の拡大など、かなりこれ、抜本的な見直しが行われておりますが、被害者救済に更有効なものとなつていると、こういうふうに考えております。

そういう中で、今回の犯罪被害者等基本法の制定ということに相なったわけであります。が、我々としては、もちろんこの犯罪給付制度の性格としましては、この犯罪給付制度の趣旨も踏まえて、被害者の一層の救済に資するよう、その在り方などにつきまして更なる検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○黒岩宇洋君 終わります。

○近藤正道君 無所属の近藤正道でございます。

私も、冒頭、この後れている日本の犯罪被害救済に向けて、今回、議員立法という形で提案をされたわけでございますが、関係の皆さん、提出者の皆さんの御努力に心から敬意を表したい、こういうふうに思います。

その上で、時間がありませんので、四点ほど簡潔にお尋ねをしたいというふうに思います。最初は確認であります、この法案の第二条に犯罪被害者等、この定義規定がございます。この犯罪被害者等の範囲についてお尋ねをいたしますが、この犯罪被害者等というのは日本の国

籍を有する者に限定されるのか、そうでないのか、お尋ねをしたいと思います。

○衆議院議員(泉房穂君) お答えいたします。

第二条でありますが、「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう」と記載しております。特に国籍による限定等は付けておりませんので、日本国籍の有無を問わず支援対象になると理解しております。

○近藤正道君 第十八条に、刑事に関する手続へ

の参加の機会を拡充するための制度を整備すると、こういうふうに規定をされております。結構な制度、方向だというふうに思いますが、この点につきましては随分議論がありまして、全国犯罪被害者の会等はこれを非常に高く評価をしておりました。

一方、日本弁護士連合会あるいは単位弁護士会の幾つかでは反対に、これに対しても非常に消極的あるいは慎重論が非常に強いと。つまり、参加を積極的に認めるに近代刑事事法の大原則、当事者主義の訴訟構造に真っ向から反することになる、あるいは無罪推定の規定に抵触をする可能性がある、あるいは、近く裁判員制度、これが導入されるわけであります。そこで裁判員等への心証形成にいるなんの影響を及ぼすんではないかと、こういうことで慎重な態度を取つていて。

一方、法務省はこれを今どういうふうな方向にするのか検討をしていると。

百家争鳴の感あるわけであります。が、立法者として、あるいは提出者としては、この参加の拡大というものをどの程度のところまで考えておられたわけでございますが、関係の皆さん、提出者の皆さんの御努力に心から敬意を表したい、こう

の整備ということについては、先生の御指摘のとおり大変大きな問題を、問題というか課題というふうに考えておりますが、この基本法の中にも設けさせていただきました。今回、今現在認められ

ている、今制度そのものについては、平成十二年の刑事訴訟法の改正で、例えば意見陳述をするなどについて認められるということでございまして、これは当事者、事件の当事者である犯罪被害者の皆さんとの関与ということが制度的に認められたというわけでございます。

こうした立場で、さらに、現在の制度がどの程度犯罪被害者の立場や心情に配慮して運用ができるかと、犯罪被害者の当事者としての刑事手続の機会を積極的に保障すると。被告人と同様の権利の行使を認めよう。さらに、検察官から独立して、場合によっては訴因の設定なども可能にするべきだと、こういうふうに言つております。

一方、日本弁護士連合会あるいは単位弁護士会等に導入するかどうかと、こういうことにつきましても、犯罪被害者の皆さんとの御要望も踏まえ、また同時に、今ある、日本の訴訟制度と例え、ドイツ等で今認められています、犯罪被害者が刑事に関する手続に参加するための制度を新たに導入するかどうかと、こういうことにつきましても、犯罪被害者の皆さんとの御要望も踏まえ、また同時に、今ある、私の日本訴訟制度と

例えば、ドイツ等で今認められています、犯罪被害者が刑事に関する手続に参加するための制度を新たに導入するかどうかと、こういうことにつきましても、犯罪被害者の皆さんとの御要望も踏まえ、また同時に、今ある、私の日本訴訟制度と

いうことについても十分に議論がなされるというふうに考えております。

いずれにしても、この基本法の中で犯罪被害者等施策推進会議において、この基本的な項目につきましても、基本計画に盛り込むべく課題を想定し、設定し、そしてその実現に向けて議論していくといふことについても十分に議論がなされるというふうに考えております。

○衆議院議員(宇佐美登君) 近藤議員は弁護士でもありますので、この分野についてもお詳しいと思っておりますので、簡潔にお答えしますけれども、今回、施策の対象を犯罪等により被害を受けた方としておりますので、この中にはいわゆるDV防止法や児童虐待法の被害者等も含んでいます。

○近藤正道君 ちょっと抽象的な質問であります。が、皆さん、いわゆる、先ほど来私が説明をいたしましたが、積極論と消極論、慎重論があるんですが、基本的にどちらの立場に立つんですか。

○衆議院議員(上川陽子君) 二つに対極で分ける

して、あるいは提出者としては、この参加の拡大というわざにはございませんけれども、前向きに手続の中に参画をしていただけるような方向を是非検討していただけるものと期待しております。

○衆議院議員(泉房穂君) 補足いたしまして、消極、積極と申しますが、その両立は可能ではなか

充しつつ、かつ危惧を払拭するというふうな道はあり得るだらうと考えております。

○近藤正道君 第二章で犯罪被害者のための施策、これが十一條から二十三条までかなりきめ細かく盛り込まれております。評価をさせていただきますが、こういう犯罪被害者のための施策といふのは、ある意味では、女性に対する暴力、あるいは性犯罪、DV、そして虐待等児童に対する犯罪等でかなり先行的に行われていると、こういうふうに考えております。

そこでお尋ねをいたしますが、この犯罪、今回

の基本法と、この女性あるいは児童に対する被害救済に関する規定というのは基本的にどういう関係になるのか、これが一点。

で、もう一つは、この基本法の制定によって、

今、先ほど来議論がいろいろありましたけれども、女性に対する暴力あるいは児童虐待等々の、女性や児童に対する犯罪被害者救済というのが更に促進されるのかどうか、皆さんの考え方をお尋ねしたいと思つております。

○衆議院議員(宇佐美登君) 近藤議員は弁護士でもありますので、この分野についてもお詳しいと思っておりますので、簡潔にお答えしますけれども、今回、施策の対象を犯罪等により被害を受けた方としておりますので、この中にはいわゆるDV防止法や児童虐待法の被害者等も含んでいます。

今回の、これまでに先行的に行われている個別の法律の対象となる被害者も先ほど申し上げたように包括しているわけでございまして、一般的な犯罪被害者等についての施策も今回規定をする

とによって、つまり包括的に含んでいるということが第一点。

二点目の質問でございますけれども、今回の基本法が制定されることによつて、それらの被害者、潜行的な女性被害者、DVによる被害者、児童虐待、児童犯罪の被害者に対しての施策につい

ても、なお一層、役所言葉でありますけれども、なお一層促進されるものと我々提案者としても考

えています。

○近藤正道君 是非お願いをしたいと思います。

近く人身取引を規制する処罰の規定も行わればすんで、そういう立法作業の中でも、この基本法の趣旨、理念がきちっと生かされるよう必要しておきたいというふうに思つております。

最後でありますけれども、先ほど黒岩議員の質

問の中にもありましたけれども、第三条で、この個人の尊厳にふさわしい処を保障される権利、

この主体として犯罪被害者が位置付けられたと。言い換えれば、政府には個々の被害者を守ると、きちっと守る義務があると、こういうふうに私になつたというふうに思つんですね。

そういうふうに思つておきたいというふうに思つておきたいというふうに思つております。

その質問の関連でありますと、従来の犯罪被害者等給付金、これを見舞金というふうに規定するの

はやつぱりどう考へてもおかしいんではないか。先ほど提出者の方では、直ちに見舞金の性格を脱

するものではないというお話をありましたが、これはやつぱり明確にやつぱり権利として位置付

けられるべきであると、この点が一点。それと、やつぱり給付金の金額の拡大、そして対象範囲は拡大されるべきである、こういうふうに思いますが、いかがでしようか。最後です。

○衆議院議員(上川陽子君) 先ほどの黒岩委員の御指摘のところでお答えいたしましたけれども、平成十三年の法改正で拡充がなされたというふうでございますが、まだまだ被害者の皆さんのお立場から見るとその制度のそのものにいろいろな問題があるということも要望の中で明らかになつております。

その制度の充実をしっかりと図つていくということが非常に大事だと思いますし、また先ほど、制度そのものもまだ知られていないので十分に活用されていないというような実態もございます。そうしたことも徹底して、十分に活用していくだけが大事かというふうに思つております。

また、経済的な負担の軽減策としては、この犯

罪被害者等給付金制度のほかにも同様の制度を地方公共団体等が独自に設けているという事例もございまして、そういうたぐい民間のいろんな活動の中でサポート

進めしていくべきじゃないかというふうに思つておられます。

最後でありますけれども、先ほど黒岩議員の質

問の中にもありましたけれども、第三条で、この個人の尊厳にふさわしい処を保障される権利、

この主体として犯罪被害者が位置付けられたと。言い換えれば、政府には個々の被害者を守ると、きちっと守る義務があると、こういうふうに私になつたというふうに思つんですね。

その質問の関連でありますと、従来の犯罪被害者等給付金、これを見舞金というふうに規定するの

はやつぱりどう考へてもおかしいんではないか。先ほど提出者の方では、直ちに見舞金の性格を脱

するものではないというお話をありましたが、これはやつぱり明確にやつぱり権利として位置付

けられるべきであると、この点が一点。それと、やつぱり給付金の金額の拡大、そして対象範囲は拡大されるべきである、こういうふうに思いますが、いかがでしようか。最後です。

○衆議院議員(上川陽子君) 先ほどの黒岩委員の御指摘のところでお答えいたしましたけれども、平成十三年の法改正で拡充がなされたというふうでございますが、まだまだ被害者の皆さんのお立場から見るとその制度のそのものにいろいろな問題があるということも要望の中で明らかになつております。

その制度の充実をしっかりと図つていくということが非常に大事だと思いますし、また先ほど、制度そのものもまだ知られていないので十分に活用されていないというような実態もございます。そうしたことも徹底して、十分に活用していくだけが大事かというふうに思つております。

また、経済的な負担の軽減策としては、この犯

する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

最近、親族を装うなどして電話を掛け、交通事

務金口座に現金を振り込ませてだまし取る、いわゆるおれおれ詐欺や、架空の事実を口実として金品を要求する文書等を送付するなどして金品をだ

まし取る詐欺事件等が多発しております。

これらのがわゆるおれおれ詐欺等の事件は、犯

行形態がますます巧妙化しつつあるとともに、被害総額は本年に入つてから既に百数十億円にも上つております。

そして、これらの犯罪の多くの場合において、振り込み先として他人名義の売買口座等が悪用されおり、また、ホームページ等に口座売買の宣伝広告がはんらんしている状況にあることから、不正な口座売買やその勧誘行為等を規制することが急務となつております。

そこで、このよな状況に対処するため、本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、目的規定に「預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める旨及び「預金口座等の不正な利用の防止」を図る旨を追加することとしております。

第二に、他人に成り済まして預貯金契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、預貯金通帳等の譲受け等をした者及び相手方に当該目的があることの情を知つて、その者に預貯金通帳等の譲渡等をした者等について、五十万円以下の罰金に処することとともに、業としてこれらの罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役

為をするよう人を勧誘等した者も五十万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十一月二十四日、衆議院内閣委員会提出の法律案とすることに決し、翌二十五日、衆議院本会議で可決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で本案の趣旨説明の

御苦労さまでした。

○委員長(高嶋良充君) 次に、発達障害者支援法案を議題といたします。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○委員長(高嶋良充君) 以上で本案の趣旨説明の

御苦労さまでした。

○委員長(高嶋良充君) 次に、発達障害者支援法案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聽取いたします。松下内閣委員長。

○衆議院議員(松下忠洋君) ただいま議題となりました発達障害者支援法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

自閉症を始めとした発達障害者に対しては、社会的な理解が十分でなく、発達障害者及びその保護者は大きな精神的負担を強いられており、その支援は喫緊の課題であります。

そこで、発達障害者の心理機能の適正な発達及

び円滑な社会生活の促進のために、発達障害症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行なうこと

が特に重要であることにかんがみ、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを内容とする本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) 次に、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴取いたします。松下委員長。

○衆議院議員(松下忠洋君) ただいま議題となりました金融機関等による顧客等の本人確認等に関

併科することとするほか、これらの罪に当たる行

ます。

第一に、発達障害の定義を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることとしております。

第二に、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育等に関する必要な施策について定めることとしております。

第三に、都道府県知事は、発達障害者支援センターを指定し、発達障害者に対する支援業務を行わせることとし、その業務の内容を定めることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、発達障害者支援を行う民間団体に対して支援を行うとともに、国民に対する啓発を行うこととしております。

なお、この法律は、平成十七年四月一日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十一月二十四日、衆議院内閣委員会提出の法律案とすることに決し、翌二十五日、衆議院本会議で可決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。次回は明十二月一日午後一時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する請願(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)

一、防犯ボランティアの必要経費への支援に関する法律案の早期成立に関する請願(第一八四号)

一、防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願(第一八五号)

する請願(第一八五号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願(第一八七号)

一、防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願(第一三五号)(第一六一號)

第一七八号 平成十六年十一月十二日受理

防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 さいたま市北区宮原町四ノ六一ノ

一ノ一〇三 吉野光夫 外千九名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一七九号 平成十六年十一月十二日受理

防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 さいたま市見沼区島町四六〇ノ五

大熊義一 外千八名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一八〇号 平成十六年十一月十二日受理

防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 さいたま市北区奈良町四七〇三四

高橋義雄 外千八名

紹介議員 中島 真人君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一八四号 平成十六年十一月十二日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都町田市薬師台一ノ一〇ノ二

東山明子 外百十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八五号 平成十六年十一月十二日受理

防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請

願

第一八七号 平成十六年十一月十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 長野県上田市上塙尻三四八ノ九

小林節子 外百十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三五号 平成十六年十一月十七日受理

防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請

願

請願者 埼玉県川口市安行領根岸一 森悦

紹介議員 岡田 直樹君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一六二号 平成十六年十一月十七日受理

防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請

願

請願者 埼玉県川口市中青木三ノ一五ノ二

○ 金子芳雄 外千六名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託され

た。

一、金融機関等による顧客等の本人確認等に関

する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請

願(第一四号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

する法律の一部を改正する法律案(衆)

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のよう改める。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

第五十五条を削り、「並びに」を「及び」に改め、「促進」の下に「並びに預金口座等の不正な利用の防止」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

第一条中「措置」の下に「並びに預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を加え、「及び第五十五条を削り、「並びに」を「及び」に改め、「促進」の下に「並びに預金口座等の不正な利用の防止」を加える。

第十六条の間に「並びに預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係るの間における預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出を内容とする契約をいう。以下同じ。」に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他の金融機関等との間ににおける預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

通常の商取引又は金融取引として行われることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又はその提供を受けた者も、同様とする。

<p>提供した者も、同様とする。</p> <p>3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。</p> <p>第十七条第三号中「前条」を「第十六条」に、「本条」を「同条」に改める。</p>
<p><b>附 則</b></p>
<p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は信託業法(平成十六年法律第</p>
<p>号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日から、附則第四条の規定は金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十六年法律第</p>
<p>号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日から、附則第五条の規定は日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第</p>
<p>号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日から施行する。</p>
<p>(地方自治法等の一部改正)</p>
<p>第二条 次に掲げる法律の規定中「金融機関等による顧客等の本人確認等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改め</p>
<p>る。</p>
<p>一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p>
<p>別表第一金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)</p>
<p>二 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)附則第二十九条(見出しを含む。)</p>
<p>三 株式等の取引に係る決済の合理化を図るた</p>
<p>目次</p>
<p>発達障害者支援法</p>
<p>発達障害者支援法</p>
<p>めの社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第十三条及び第一百二十七条(見出しを含む。)</p>
<p><b>四 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十七号)第十条(見出しを含む。)</b></p>
<p>五 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第八条及び第二十条第一項</p>
<p>(信託業法の一部改正)</p>
<p>第三条 信託業法の一部を次のようにより改める。</p>
<p>附則第一百五条(見出しを含む。)及び第一百六条(見出しを含む。)中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利</p>
<p>用の防止に関する法律」に改める。</p>
<p>(金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)</p>
<p>第四条 金融先物取引法の一部を改正する法律の一部を次のようにより改める。</p>
<p>附則第四十一条(見出しを含む。)中「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改める。</p>
<p>(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正)</p>
<p>第五条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部を次のようにより改める。</p>
<p>第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガーリング候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。</p>
<p>3 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。</p>
<p>4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。</p>
<p>(国及び地方公共団体の責務)</p>
<p>第一章 総則(第一条 第四条)</p>
<p>第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策(第五条 第十三条)</p>
<p>第三章 発達障害者支援センター等(第十四条)</p>
<p>第四章 補則(第二十条 第二十五条)</p>
<p><b>第一章 総則</b></p>
<p>(目的)</p>
<p>第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。</p>
<p>4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局との必要な協力体制の整備を行うものとする。</p>
<p>(国民の責務)</p>
<p>第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。</p>
<p>第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策</p>
<p>(児童の発達障害の早期発見等)</p>
<p>第五条 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)第十二条及び第十三条に規定す</p>

る健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

## 2 市町村の教育委員会は、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対し行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活する

ることを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

## （教育）

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るために、適切な配慮をするものとする。

## (就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律昭和三十五年法律第二百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第三十三条の指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

二 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対して、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に認めで指定した者以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

二 発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務

(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関する、医療等の業務を行なう関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

## （権利擁護）

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

## (発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を行なうよう努めなければならない。

(第三章 発達障害者支援センター等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に關し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

## (秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院

又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する

必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方

十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場

合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行ふものとする。

第三回の公務員制度の確立に向けて、次の事項について実現を図られたい。

一、国際労働機関(ILO)の勧告に沿つて公務員労働者の労働基本権を回復し、労使対等の交渉による労働条件決定制度など働くルールを確立すること。

二、「公務員制度改革大綱」を撤回し、労働組合との交渉・協議、国民的な議論の下で、清潔で公正・中立な公務員制度を確立すること。

三、政官財の癒着をなくすためにも、天下りの禁止、特權的な官僚制度の廃止など、必要な施策を実施すること。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、ILO勧告に沿つた公務員法の改正に関する請願(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二八〇号)

第二七五号 平成十六年十一月二十四日受理  
ILO勧告に沿つた公務員法の改正に関する請願  
請願者 静岡市稲川二ノ二ノ一 大橋定夫  
紹介議員 藤本祐司君  
外四百十名

第二七六号 平成十六年十一月二十四日受理  
ILO勧告に沿つた公務員法の改正に関する請願  
請願者 茨城県下館市下川島六五一 園部  
紹介議員 大門実紀史君  
力外十九名

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。  
ILO勧告に沿つた公務員法の改正に関する請願  
請願者 吉川春子君  
小須田始 外十九名  
紹介議員 吉川春子君  
公務員の労働基本権が一方的に剥奪されてから、五〇年以上が経過する。国際労働機関(ILO)結社の自由委員会は、二〇〇二年一月と二〇〇三年六月の二度にわたって、消防職員等への團結権の付与、国の行政に直接従事しない職員へのストライキ権等の付与などに向けて、労働組合

などの全面的で率直かつ意味のある交渉・協議を速やかに行うよう日本政府に勧告した。しかし、政府は、ILO勧告にこたえないばかりか、

公務員の労働基本権を制約したまま、当局の人事管理権限を強化する新人事制度の導入や、国民批判的目的ある天下りの自由化を進める公務員制度改革の具體化に向けて、この臨時国会にも関連法案を提出・審議しようとしている。公正・中立で効率的な公務サービスを提供するためにも、労働基本権の回復などILO勧告に沿つた公務員法の改正こそ求められている。

ついては、民主的公務員制度の確立に向けて、次の事項について実現を図られたい。

一、国際労働機関(ILO)の勧告に沿つて公務員労働者の労働基本権を回復し、労使対等の交渉による労働条件決定制度など働くルールを確立すること。

二、「公務員制度改革大綱」を撤回し、労働組合との交渉・協議、国民的な議論の下で、清潔で公正・中立な公務員制度を確立すること。

三、政官財の癒着をなくすためにも、天下りの禁止、特權的な官僚制度の廃止など、必要な施策を実施すること。

ILO勧告に沿つた公務員法の改正に関する請願

請願者 札幌市白石区菊水三条三丁目 小泉孝義 外百一名

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第二八〇号 平成十六年十一月二十四日受理





平成十六年十一月六日印刷

平成十六年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D